

■新規セミナー確認テスト■（介護予防）通所リハビリテーション

（問） 次の事例について、正しい場合は○を、誤りの場合は×を記載してください。		（解答欄）
(1)	6時間30分の通所リハビリテーションの提供とは別に、3時間30分のプログラムで午前、午後の2部制の通所リハビリテーションの提供を始めた場合、対応が可能であれば、1人の理学療法士が全てのリハビリテーションの提供を行うことができる。	(1)
(2)	全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用は、利用者から徴収できない。	(2)
(3)	利用者の便宜のため、サービス提供時間中に理美容サービスを行ったり、併設の医療機関で定期健診を行ってもよい。	(3)
(4)	月に1日でも利用定員を超えて、サービス提供をしてはならない。	(4)
(5)	事業所の指定を受けた時の利用定員を変えない限り、事業所規模の確認は毎年行わなくてもよい。	(5)
(6)	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）の職員の割合の算出には、常勤換算方法を用いて算出する。	(6)
(7)	保険者が要介護認定を行った日より、要介護認定の効力が発生する有効期間の開始日の方が前であった場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算の起算日は当該有効期間の開始日からとなる。	(7)
(8)	利用者が退院したため、退院後初回の利用から短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定した。	(8)
(9)	リハビリテーション計画について、医学的な管理を行っている医師が利用者及びその家族に説明し、同意を得た。	(9)
(10)	利用者宅に利用者を迎えに行ったところ、利用者と家族の都合で利用者を利用者の家族が事業所まで送ったが、個別計画上送迎が位置づけられており、利用者宅まで迎えに行っているため、減算の対象としなかった。	(10)

■新規セミナー練習問題■(介護予防)通所リハビリテーション

(問1)下記の設問1～2において、正しいと思う場合は○は、誤っていると思う場合は×をつけてください。

※利用人数の実績については、定員と同様の人数と仮定する

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(27年 7月分)

サービス種類

(通所リハビリ・介護予防通所リハビリ)

事業所番号(1412345666)

事業所名(

ZZリハビリテーション)

1 単位目 区分: 病院・診療所・老健

定員: 30名

サービス提供日: 月・火・水・木・金・土・日

サービス提供時間: 6時間15分

職 種	勤務形態	資 格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7月の合計	常勤換算後の人数	
				水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
管理者	B	医師	横浜 太郎	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	184	0.8	
理学療法士等	D	作業療法士	相模 さくら	6	6	6	6			6	6	6	6			6	6	6	6	6	6			6	6	6	6			6	6	6	6	6	138		
	D	作業療法士	平塚 三郎					6						6									6					6						24			
看護職員	D	准看護師	小田原 梅子	2	2	2			2	2	2			2	2	2	2	2	2	2			2	2			2	2	2	2	2	2	2	46			
介護職員	D	—	逗子 なぎさ	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4		4	4	4			4	4	4	4	4			4	4		4	4		88
	B		葉山 満里奈	8	8	8			8	8			8	8	8			8	8	8	8			8	8			8	8	8	8	8	8	168			

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

7月の常勤職員が通常勤務すべき日数 22.2 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1か月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 177.6 時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1か月間における勤務すべき時間数(e))

【設問】

1 従業者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員)の配置が不足している。

[]

2 専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等の配置が不足している。

[]

(問2) 下記の設問1～3において、正しいと思う場合は○は、誤っていると思う場合は×をつけてください。

※利用人数の実績については、定員と同様の人数と仮定する

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(27年 7月分)

サービス種類

(通所リハビリ・介護予防通所リハビリ)

事業所番号(1412345777)

事業所名()

YYリハビリテーション)

1 単位目 区分: 病院・診療所・老健

定員: 10名

サービス提供日(月・火・水・木・金・土・日)

サービス提供時間: 6時間15分

職種	勤務形態	資格	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7月の合計	常勤換算後の人数
				水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
管理者	B	医師	川崎 花子	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	92	
理学療法士等	D	理学療法士	横須賀 二郎	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	92	0.5
経験看護師	D	准看護師	茅ヶ崎 しおり	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	23	0.1
介護職員	B	—	鎌倉 小町	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	184	
	D	—	逗子 なぎさ	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	46	

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 日 (a) 週 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 時間 (c)

7月の常勤職員が通常勤務すべき日数 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1か月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1か月間における勤務すべき時間数(e))

【設問】

- 1 従業者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員)の配置が不足している。 []
- 2 専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等の配置が不足している。 []
- 3 経験看護師は、准看護師では認められない。 []